

個別支援計画の作成について



練馬区 福祉部

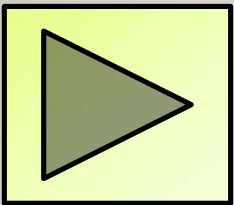
指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



内容

I 5領域とインクルージョンの観点

II 個別支援計画の記載のポイント



I 5領域とインクルージョンの観点

それぞれのサービスで求められている観点

- 児童発達支援
 - 放課後等デイサービス
- } **5領域**および**インクルージョン**の観点
- 保育所等訪問支援
- インクルージョン**の観点
- 訪問型児童発達支援
- 5領域**の観点

個別支援計画（児童発達支援計画等）とは

個別支援計画（児童発達支援計画等）とは

- 障害児通所支援サービスを提供する事業者が障害児等のニーズを把握し、提供すべき支援内容を踏まえて作成する計画で、支援する上で中心となるもの
- 個別支援計画が作成されていない場合は、適切なサービスの提供ができないため、非常に重要

作成担当者

児童発達支援管理責任者

個別支援計画（児童発達支援計画等とは②）

記載内容

- 保護者および障害児の生活に対する意向
- 障害児に対する総合的な支援目標
- 支援目標の達成時期
- 生活全般の質を向上させるための課題
- サービス提供する上での留意事項
- その他必要な事項

令和6年度の
報酬改定により追加

- 5領域とのつながり
- インクルージョン（障害児の地域社会への参加・包摂）

個別支援計画に記載が必要な項目

記載項目

- ① 利用者および家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 長期目標
- ④ 短期目標
- ⑤ 支援目標および具体的な支援内容等 5 領域とのつながり
 - ・ 項目 本人支援、家族支援、移行支援（必ず記載）
地域支援、地域連携（必要に応じて記載する）
 - ・ 支援目標
 - ・ 支援内容
 - ・ 達成時期
 - ・ 留意事項
 - ・ 優先順位

個別支援計画に記載が必要な項目

記載項目

- ① 利用者および家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 長期目標
- ④ 短期目標
- ⑤ 支援目標および具体的な支援内容等 インクルージョン
 - ・ 項目 本人支援、家族支援、移行支援（必ず記載）
地域支援、地域連携（必要に応じて記載する）
 - ・ 支援目標
 - ・ 支援内容
 - ・ 達成時期
 - ・ 留意事項
 - ・ 優先順位

5 領域とは...

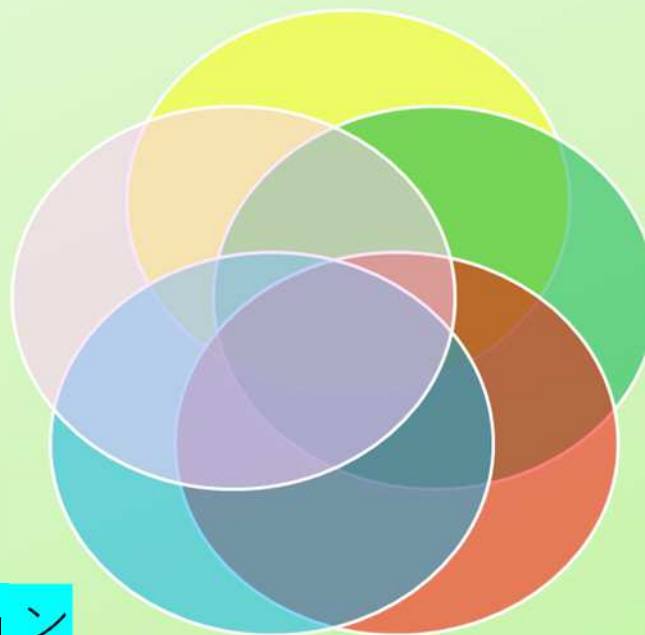
健康・生活

人間関係・社会性

運動・感覚

言語・コミュニケーション

認知・行動



- ・ 5 領域はそれぞれ独立したものではなく 相互に関連 している。
- ・ 単に 5 領域に対応する支援の当てはめを行うだけの計画作成にならないように 注意 が必要



参考資料

児童発達支援ガイドライン		
(目次)		
第1章	総則	4
1	目的	4
2	障害児支援の基本理念	4
	(1) 障害のある子ども本人の最善の利益の保障	
	(2) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮	
	(3) 家族支援の重視	
	(4) 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割	
3	児童発達支援の役割	6
4	児童発達支援の原則	6
	(1) 児童発達支援の目標	
	(2) 児童発達支援の方法	
	(3) 児童発達支援の環境	
	(4) 児童発達支援の社会的責任	
5	障害のある子どもへの支援	8
第2章	児童発達支援の提供すべき支援	10
1	児童発達支援の内容	10
	(1) 発達支援	
	ア 本人支援	
	イ 移行支援	
	ウ 支援に当たっての配慮事項	
	(2) 家族支援	
	ア ねらい	
	イ 支援内容	
	ウ 支援に当たっての配慮事項	
	(3) 地域支援	
	ア ねらい	
	イ 支援内容	
	ウ 支援に当たっての配慮事項	
第3章	児童発達支援計画の作成及び評価	20
1	障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施（障害児相談支援事業者との連携）	20
	(1) 障害児相談支援事業者による障害児支援利用計画書の作	

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版①)		
第1章 総論		
1. ガイドラインの目的		
児童発達支援について、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下単に「事業所等」という。）における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。		
2. こども施策全体の基本理念		
こども施策の基本理念	○ 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。 ○ 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。 ○ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。 ○ 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。 ○ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。 ○ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。	
3. 障害児支援の基本理念		
(1)	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、 こどものウェルビーイングの向上 につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、 エンパワメントを前提とした支援 をすること。
(2)	合理的配慮の提供	○ 障害のあるこどもや保護者との対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する 社会的なバリア となっているのか、また、それを 取り除くために必要な対応 はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
(3)	家族支援の提供	○ 家族の支援にあたっては、こどもの支援と同様、 家族のウェルビーイングの向上 につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、 エンパワメントを前提とした支援 をすること。
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の 一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくこと。
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の 関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築 を図ること。

厚生労働省「児童発達支援ガイドライン」 R6.7

こども家庭庁「児童発達支援ガイドライン（概要） 詳細版①～④」 R6.7

5領域(健康・生活)

要素

- 健康状態の維持・改善
- 生活習慣やリズムの形成
- 基本的生活スキルの獲得

5領域(運動・感覚)

要素

- 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- 身体の移動能力の向上
- 保有する感覚の活用
- 感覚の補助および代行手段の活用
- 感覚の特性への対応

5領域(認知・行動)

要素

- 認知の特性についての理解と対応
- 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
(感覚の活用や認知機能の発達、近くから行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成)
- 行動障害への予防および対応

5領域(言語・コミュニケーション)

要素

- コミュニケーションの基礎的能力の向上
- 言語の受容と表出
- 言語の形成と活用
- 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- コミュニケーション手段の選択と活用
- 状況に応じたコミュニケーション 等

5領域(人間関係・社会性)

要素

- アタッチメント(愛着)の形成と安定
- 遊びを通じた社会性の発達
- 自己の理解と行動の調整
- 仲間づくりと集団への参加

インクルージョン（障害児の地域社会の参加・包摂）

障害児施策全体の中で連続性を意識し、こどもの育ちと個別ニーズを保証した上で、インクルージョン推進の視点を常を持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくこと。

「こども家庭庁児童発達支援（概要版）ガイドライン詳細版①R6.7」より



Ⅱ 個別支援計画の記載のポイント

記載項目

- ① 利用者および家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 長期目標
- ④ 短期目標
- ⑤ 支援目標および具体的な支援内容等
 - ・ 項目 本人支援、家族支援、移行支援（必ず記載）
地域支援、地域連携（必要に応じて記載する）
 - ・ 支援目標
 - ・ 支援内容
 - ・ 達成時期
 - ・ 留意事項
 - ・ 優先順位

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

別紙 1

参考様式

利用児氏名： _____ 個別支援計画書 作成年月日： ____ 年 ____ 月 ____ 日

利用児及び家族の 生活に対する意向			
総合的な支援の方針			
長期目標 (内容・期間等)		支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度・時間)	
短期目標 (内容・期間等)			

○支援目標及び具体的な支援内容等

項 目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画の作成にあたっての留意点及び記載例について」別紙「参考様式」より引用
(こども家庭庁支援局障害児支援課)

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

①利用者および家族の生活に関する意向

別紙 1

参考様式

利用児氏名：個別支援計画書作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の生活に対する意向						
総合的な支援の方針						
長期目標 (内容・期間等)					支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)	
短期目標 (内容・期間等)						

○支援目標及び具体的な支援内容等

項 目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)		達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

※ 5 領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名： 年 月 日 (保護者署名) 押印禁止

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

①利用者および家族の生活に関する意向

こども本人や家族の意向を聞いた上で、家族より得た情報、こどもの発達段階や特性等を踏まえて記載する。

記載例

- ・ 楽しく遊びたい（本人）。
- ・ 場面にあった行動を自分で気付いて行えるようになってほしい（保護者）。

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

②総合的な援助の方針

別紙 1

参考様式

利用児氏名：

個別支援計画書

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の 生活に対する意向			
総合的な支援の方針			
長期目標 (内容・期間等)			支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)
短期目標 (内容・期間等)			

○支援目標及び具体的な支援内容等

項 目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

※ 5 領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日 (保護者署名)

押印禁止

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

②総合的な援助の方針

1年間を目途に(それ以上の期間も可)、以下の観点を踏まえながら、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援していくかという方針を記載する。

- ・ 障害児支援利用計画や担当者会議で求められている事業所の役割
- ・ 支援場面のみでなく、家庭、保育所等や学校等での生活や育ちの視点
- ・ 保育所等の併行利用や移行、同年代の仲間づくり等のインクルージョンの視点
- ・ 個別支援計画のモニタリングの結果を踏まえたPDCAサイクルによる支援の適切な提供の視点

記載例

〇〇さんは、目の前の情報が動きに繋がりがやすく、視覚的な手掛かりの方が理解しやすいと見立てています。視覚優位の特性を活かし、手順や活動の流れを視覚化することで確実な理解を促し、成功体験を積み重ねていきます。こうした取組を保育園と共有し、より多くの「わかった」「できた」に繋がるように支援していきます。

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

③長期目標

④短期目標

標準的な提供時間

別紙 1

参考様式

利用児氏名：

個別支援計画書

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の生活に対する意向						
総合的な支援の方針						
長期目標 (内容・期間等)					支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)	
短期目標 (内容・期間等)						

○支援目標及び具体的な支援内容等

項 目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

※ 5 領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日 (保護者署名)

押印廃止

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

③長期目標

総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。

記載例

・視覚的なスケジュールを手掛かりに指示を理解し、わからない時は、様々なコミュニケーション手段を用いて大人に聞くことができる。

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

④短期目標

長期目標で掲げた目標を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を記載する。

記載例

- ・見える化された手順やスケジュールを大人と一緒に確認し、設定活動時に自分で動けるようになる。
- ・大人が介在する中で、絵カードやイラスト等を用いて、「これで遊びたい」等の具体的な意思を友達に表現できるようになる。

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

標準的な提供時間

- ・利用曜日、提供時間等を記載する。
- ・計画および延長時間を別表等で定めることも可とする。

記載例

- ・個別：毎週月曜日14:30～15:15（空き状況によって週2回の利用有）
心理担当職員（月3回）、作業療法士（月1回）
- ・小集団：毎週水曜日9:15～14:45（保護者都合により2時間の延長支援の可能性有）

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

⑤ 支援目標および具体的な支援内容(項目)

別紙 1

個別支援計画書

参考様式

利用児氏名： _____ 作成年月日： ____年 ____月 ____日

利用児及び家族の 生活に対する意向					
総合的な支援の方針					
長期目標 (内容・期間等)				支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)	
短期目標 (内容・期間等)					

○支援目標及び具体的な支援内容等

項 目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)		達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

※ 5 領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名： _____

年 ____月 ____日 (保護者署名)

押印廃止

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

⑤ 支援目標および具体的な支援内容(項目)

別紙 1

利用児氏名：

利用児及び家族の生活に対する意向
総合的な支援の方針
長期目標 (内容・期間等)
短期目標 (内容・期間等)
○支援目標及び具体的な支援内容

項 目	支援内容	実施状況

※ 5 領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日 (保護者署名)

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

押印廃止

参考様式

◆ 本人支援
◆ 家族支援
◆ 移行支援

必ず記載する。

◆ 地域支援・地域連携

必要に応じて記載する。

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

⑤ 支援目標および具体的な支援内容

利用児氏名： 個別支援計画書 作成年月日： 年 月 日

参考様式

利用児及び家族の 生活に対する意向	
総合的な支援の方針	
長期目標 (内容・期間等)	
短期目標 (内容・期間等)	

○支援目標及び具体的な支援内容等

項 目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域)

※ 5 領域の視点「健康・生活習慣・社会性・学習・情緒」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

◆ 支援目標

- 支援期間終了の際(モニタリング時)に、到達できているであろう「こども本人や家族の状況」を具体的な到達目標として記載する。
- こども本人や家族の意向等だけでなく、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。
- 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載する。なお、「移行支援」および「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方等によって、主語が事業所・関係機関等になりうるため、柔軟に取扱う。

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

⑤ 支援目標および具体的な支援内容

利用児氏名： _____ 個別支援計画書

利用児及び家族の 生活に対する意向			
総合的な支援の方針			
長期目標 (内容・期間等)			
短期目標 (内容・期間等)			

○支援目標及び具体的な支援内容等

項 目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容		達 時
		内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)		

※ 5 領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・学習・コミュニケーション」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

児童発達支援管理責任者氏名： _____ 年 月 日

◆ 支援内容

- 支援目標(具体的な到達目標)で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載する。
- 「本人支援」については、支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合は、関連する領域を全て記載する。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。

個別支援計画記載のポイント

⑤ 支援目標および具体的な支援内容(項目)

◆ 本人支援

- アセスメントやモニタリングに基づき、本人への発達支援について5領域との関連性を含めて記載
- 5領域との関連性については、5つの領域全てが関連付けられるように記載。
- 相互に関連する部分もあると考えらるため、5つの欄を設けて、個々に異なる目標設定をする必要はないが、各領域との関連性の記載については必ず行うこと。
- 保育所等の併行利用や複数の障害児通所支援事業所を組み合わせで利用している場合は、関係機関等での支援内容とお互いの役割を踏まえた上で、自事業所における支援について記載する。

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

⑤ 支援目標および具体的な支援内容(項目)

◆ 家族支援

こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、家族支援について記載する。

【家族支援の例】

- ・ こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座やペアレントトレーニングの実施
- ・ 家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- ・ 保護者同士の交流の機会の提供(ピアの取組)
- ・ 子育てや障害児に関する情報提供 等

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

⑤支援目標および具体的な支援内容(項目)

◆ 移行支援

インクルージョンを推進する観点から、「移行」という視点を取り入れ、意向等も踏まえつつ、保育所等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の「移行支援」について記載する。

移行支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭に置くものではなく、入園・入学等のライフステージの切り替え等の将来的な移行に向けた準備や事業所以外の保育所等での生活や支援の充実等、利用児童の地域社会への参加・包摂に係る支援が含まれるものであること。

【移行支援の例】

- ・保育所等への移行に向けた調整、支援内容等の共有、伝達、連携等の支援
- ・進路や移行先の選択についての、本人や家族への相談援助

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

⑤支援目標および具体的な支援内容(項目)

◆ 地域支援・地域連携

- ・ こどもと家族を中心に、包括的な支援を提供する観点から、そのこども・家族の生活や育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携した取組について、記載する。
- ・ 個別支援計画の対象であるこども・家族への支援に係る取組を記載するものであることに留意すること。

【地域支援・地域連携の記載例】

- ・ こどもが通う保育所等や学校等との情報連携や調整、支援方法等に関する相談援助等の取組(※)
- ・ こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携等の取組 等

(※)移行支援の取組として記載している場合は、再掲する必要はない

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

⑤ 支援目標および具体的な支援内容

参考様式

利用児氏名：

個別支援計画書

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の 生活に対する意向	
----------------------	--

総合的な支援の方針	
-----------	--

長期目標 (内容・期間等)	
------------------	--

短期目標 (内容・期間等)	
------------------	--

○支援目標及び具体的な支援内容等

項 目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関

※ 5 領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日 (保護者署名)

押印廃止

◆ 達成時期

- 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。
- 個別支援計画については、6 か月に 1 回以上の見直しが求められているため、達成時期についても最長6か月後までとする。

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

⑤ 支援目標および具体的な支援内容

参考様式

利用児氏名：

個別支援計画書

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の 生活に対する意向			
総合的な支援の方針			
長期目標 (内容・期間等)			
短期目標 (内容・期間等)			

○支援目標及び具体的な支援内容等

項 目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)		達成 時期	担当者 提供機関	

※ 5 領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日 (保護者署名)

押印欄止

◆担当提供機関

- 主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する。
- 「移行支援」や「地域支援・地域連携」において、関係機関との連携を行うことを支援内容として設定している場合には、具体的な機関名等を記載する。

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

⑤ 支援目標および具体的な支援内容

◆ 留意事項

- 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している場合には、算定する加算等について記載する。
(例：子育てサポート加算、家族支援加算等)
- 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する。
(例：専門的支援実施加算、自立サポート加算等)
- 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。

参考様式

作成年月日： 年 月 日

		支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)	

達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名： 年 月 日 (保護者署名)

押印廃止

Ⅱ 個別支援計画記載のポイント

⑤ 支援目標および具体的な支援内容

◆ 優先順位

- 「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。こどもの発達段階や特性等について、こどもや家族と共通理解を図り共に考えながら設定することが望ましい。
- 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支えない。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。

参考様式

作成年月日： 年 月 日

支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)	
留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

※ 5 領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日 (保護者署名)

押印廃止

まとめ

令和6年度報酬改定により、個別支援計画に以下の内容の記載が必要。

個別支援計画と5領域の関連性

インクルージョンの（障害児
の地域社会への参加・包摂）
の観点

まとめ

(確認) 個別支援計画に記載が必要な項目

① 利用者および家族の生活に対する意向

② 総合的な援助の方針

③ 長期目標

④ 短期目標

⑤ 支援目標および具体的な支援内容等

・ 項目 本人支援、家族支援、移行支援（必ず記載）
地域支援、地域連携（必要に応じて記載する）

・ 支援目標

・ 支援内容

・ 達成時期

・ 留意事項

・ 優先順位



関係法令等①

～法令～

○児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

～指定基準・運営基準～

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【[都条例第 139号](#)】

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

【[都規則 第167号](#)】

～解釈通知等～

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

【[障発第0330第12号](#)】

～報酬告示～

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第122号](#)】

関係法令等②

～留意事項通知～

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第0330第16号](#)】

～参考～

○児童発達支援ガイドライン【令和6年7月】

○放課後等デイサービスガイドライン【令和6年7月】

○保育所等訪問支援ガイドライン【令和6年7月】

○令和6年度障害福祉サービス報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について【令和6年3月 子ども家庭庁支援局障害児支援課】

○令和6年度障害福祉サービス報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について（別紙1）個別支援計画の記載のポイント（別紙2）個別支援計画の記載のポイント 参考様式版【令和6年3月 子ども家庭庁支援局障害児支援課】

○児童発達支援等ガイドライン（詳細版）【令和6年7月 子ども家庭庁】